

持続可能な社会保障制度の構築に向けた特別決議

平成30年7月27日

全国知事会

全国知事会では、「健康立国宣言」及びその実現に向けたアクションプランをとりまとめました。アクションプランでは、人々の生活の質（QOL）の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化を図る取組とともに、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など「支える力」を強くするための取組を、全国的に横展開することにより、「地方の責任」をしっかりと果たしていくことを改めて確認したところです。

このように、地方が「地方の責任」を果たしていく一方、「健康立国」の実現に向けては、国民・地方・国が総力を挙げて取り組むべきものであることから、国もその役割を果たすことが求められるところです。特に、予防・健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの構築、次世代を担う人づくりに向けた対策の充実強化については、持続可能な社会保障制度の基盤となるものであることから、速やかに下記に掲げる所要の方策の実行を求めます。

記

1. 予防・健康づくりの推進

各都道府県においては、すべての住民が共に支え合い、健康で幸せに暮らせる社会を目指し、ライフステージに応じた予防・健康づくりの取組を推進しているところです。国においては、地方独自の取組について全国展開をすることにより効果が期待できる取組について、財政的な支援を含め、必要な支援を行うよう、特に、次の2点について強く求めます。

- (1) 今般、都道府県が国民健康保険の保険者となったことに伴い、住民の健康増進等のために国保レセプトデータ情報等を活用できるよう、法的に位置づけること。
- (2) 2020年の保健医療プラットフォームの本格稼働に当たっては、データを有効活用する人材育成等に係る支援を行うこと。

2. 地域包括ケアシステムの構築

各都道府県においては、地域の実情に応じて、医療・介護・福祉の各分野を有機的に結びつける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところです。国においては、地方独自の取組について全国展開をすることにより効果が期待できる取組や社会保障負担軽減の高い効果が期待できる取組について、財政的な支援を含め、必要な支援を行うよう、特に、次の4点について強く求めます。

- (1) 地域の医療・介護提供体制を維持・強化するにあたり、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能にし長期的視点に立った継続的な取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金については、所要の財源を確保するとともに、柔軟に活用できるよう見直すこと。
- (2) 介護療養型医療施設等から介護医療院等への転換事例を公表し転換後の姿を明確にすることにより転換を促進するとともに、入所者の生活の質（QOL）を向上させるため、転換時の施設改修等に係る支援を充実させること。
- (3) 介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って、業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築すること。
- (4) 地域医療を担う人材の確保に向けて、特に医師不足が顕著な地域については抜本的な対策を講じること。また、医療人材の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、改正医療法において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれているが、制度の施行に当たっては、都道府県と十分に協議すること。

3. 次世代を担う人づくりに向けた対策の充実強化

各都道府県においては、地域の実情に応じて、少子化対策や子どもの貧困対策、さらに子どもの教育の質向上等を通じた子どもの貧困連鎖防止対策に取り組んでいるところです。国においては、地方独自の取組について全国展開をすることにより効果が期待できる取組について、財政的な支援を含め、必要な支援を行うよう、特に、次の2点について強く求めます。

- (1) 次世代を担う人づくりに向けて、地域少子化対策重点推進交付金及び地域子供の未来応援交付金による財政支援を充実強化すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源を確保すること。